

連絡カード

●お客さま情報をご記入ください。

お客さま情報	フリガナ			性 別	生 年 月 日	
	お 名 前			(男)(女)	年 月 日(満 歳)	
	フリガナ					
	連絡先住所	〒 ※マンション・アパート名までご記入ください。				
	電話番号	自宅連絡先：		日中の連絡先：		
勤務先						
	部署名			社員番号		

●ご家族さま情報をご記入ください。(ご家族さまの保障もご希望の場合)

ご家族さま情報	フリガナ			性 別	生 年 月 日		続 柄
	お 名 前			(男)(女)	年 月 日(満 歳)		配偶者 子 (その他:)
	フリガナ			性 別	生 年 月 日		続 柄
	お 名 前			(男)(女)	年 月 日(満 歳)		配偶者 子 (その他:)
	フリガナ			性 別	生 年 月 日		続 柄
お 名 前			(男)(女)	年 月 日(満 歳)		配偶者 子 (その他:)	

個人情報の取扱いについて ご提出いただいた連絡カードにより頂戴したお客さまの個人情報に基づき、お客さま情報を各種保険商品やサービスのご案内・ご提供のために利用することがあります。

●ご希望の項目に☑をご記入ください。

ご相談内容	☐ 保険加入希望	☐ 見積希望	☐ 相談希望
-------	---------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

●ご希望のプランに○印をご記入ください。

☐ 契約例①	☐ 契約例②	☐ 契約例③	その他気になる保障
介護に一時金で備える 介護一時金I型 介護一時金II型	介護に年金で備える 介護年金I型 介護年金II型	認知症に一時金で備える	☐ 新保険料払込免除特約

※契約例①②には、軽度介護一時金給付特約が含まれます。
※契約例③には軽度認知障害診断一時金給付特約が含まれます。

生命保険契約のご検討に際しては、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒104-8258 東京都中央区新川2-27-2

お客さまサービスセンター TEL:0120-324-386(無料)
受付時間 月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除きます)
https://www.msa-life.co.jp

PDF0194 2023.06.01 2023-A-1062(2024.3.2)

三井住友海上あいおい生命

MS&AD INSURANCE GROUP

職域専用／口座振替扱・クレジットカード扱・団体B扱

2024.3

人生の「もしも」を「安堵」にかえる。



アンドライフ

介護保険Cセレクトのご案内

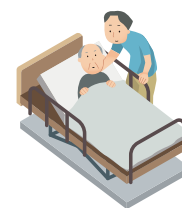
※「&LIFE 介護保険Cセレクト」は「介護・認知症選択型保障保険(無解約返戻金型)無配当」の販売名称です。

選べる保障で安心を あなたと家族をささえる介護保険

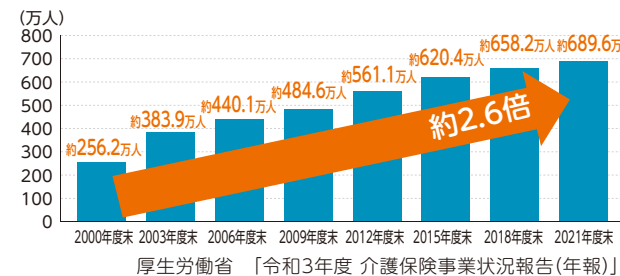
ご存じですか?介護の現状

要介護(要支援)認定者数は増加しています

公的介護保険制度が開始された約20年前から、要介護(要支援)認定者数は約2.6倍となっています。



●要介護(要支援)認定者数(年度末現在)の推移



介護には高額な費用が必要になることも

※「掛かった費用はない」・「支払った費用はない」を0円として平均を算出しています。
※公的介護保険サービスの自己負担費用を含みます。

●介護費用(一時的な費用の合計)

平均 約74万円

●介護費用(月額)

平均 8.3万円

●介護期間

平均 5年1か月

(公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度 生命保険に関する全国実態調査」

【住宅改修費、福祉用具購入費(一時費用)の給付について】

住宅改修費、福祉用具購入費は、利用者がいったん全額を支払った後、9割(または8割・7割)が公的介護保険から給付されます。住宅改修費は同一住宅につき20万円まで(給付は18万円または16万円・14万円まで)、福祉用具購入費は同一年度につき10万円まで(給付は9万円または8万円・7万円まで)が限度額となります。

高額介護サービス費について

1か月に利用したサービスの利用額のうち、自己負担額が個人または世帯で、所得に応じて定められた上限額(15,000～140,100円)をこえた場合、こえた額が申請により支給されます。

高額医療合算介護サービス費について

世帯内で同一の公的医療保険に加入している方で、公的医療保険と公的介護保険の両方の自己負担額(高額療養費および高額介護サービス費の給付を受けることができる場合には、その額を除く。)を合算し、一定の限度額をこえた場合、こえた額が申請により支給されます。

記載の公的制度の内容は2023年10月時点のものです。

人生100年時代、「介護」は他人事ではありません。

&LIFE
介護保険Cセレクト
なら!

1人ひとりのニーズに合わせて
さまざまな保障から選ぶことができます

特 徴

● 5つの基本保障(保険契約の型)から選択いただけます。

介護一時金I型

介護一時金II型

介護年金I型

介護年金II型

認知症診断一時金型

● 介護または認知症の保障が一生継続します。

&LIFE 介護保険Cセレクトのラインナップ

&LIFE 介護保険Cセレクトのラインナップ			契約例① 介護に一時金で備える	契約例② 介護に年金で備える	契約例③ 認知症に一時金で備える		
基本保障（主契約）	①～⑤いずれかの保険契約の型から選択いただけます	① 介護一時金Ⅰ型	要介護1一時金額:300万円の場合 一時金として 300万円	—	—		
		② 介護一時金Ⅱ型	要介護2一時金額:300万円の場合 一時金として 300万円	—	—		
		③ 介護年金Ⅰ型 5年確定年金 終身年金	—	要介護1年金額:60万円の場合 年金として 60万円 5年間または終身	—		
		④ 介護年金Ⅱ型 5年確定年金 終身年金	—	要介護2年金額:60万円の場合 年金として 60万円 5年間または終身	—		
		⑤ 認知症診断一時金型	—	—	認知症診断一時金額:300万円の場合 一時金として 300万円		
オプション（特則）	※主契約が①～④の場合付加できます	軽度介護一時金給付特則	病気やケガで公的介護保険制度に定める要支援1以上の状態に該当していると認定されたとき、軽度介護一時金をお受け取りいただけます。 ※軽度介護一時金は保険期間を通じて1回のお支払いを限度とします。	軽度介護一時金額:10万円の場合 一時金として 10万円	軽度介護一時金額:10万円の場合 一時金として 10万円	付加できません	
	※主契約が⑤の場合付加できます	軽度認知障害診断一時金給付特則	病気やケガで認知症診断責任開始期 ^{注1} 以後に初めて約款所定の軽度認知障害と医師によって診断確定されたとき、軽度認知障害診断一時金をお受け取りいただけます。 ※軽度認知障害診断一時金は保険期間を通じて1回のお支払いを限度とします。	付加できません	付加できません	軽度認知障害診断一時金額:10万円の場合 一時金として 10万円	
注1 認知症診断一時金型の器質性認知症に関する保障の開始および軽度認知障害診断一時金給付特則の軽度認知障害に関する保障の開始(認知症診断責任開始期)は責任開始日からその日を含めて180日を経過した日の翌日(181日目)からとなります。							
下記オプション(特約)を付加いただくことで、さらに充実した保障内容になります。 ※主契約が①～⑤いずれの場合も付加できます							
オプション（特約）	新保険料払込免除特約		悪性新生物(ガン) ^{注2} と診断確定されたとき、心疾患 ^{注3} ・脳血管疾患で入院されたとき、保障はそのまま以後の保険料のお払込みは不要になります。 注2 責任開始期前を含めて初めて悪性新生物(ガン)にかかったと医師によって診断確定されたとき。上皮内ガン、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガンおよび責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された乳ガンを除きます。 注3 心疾患には、「高血圧性心疾患」は含まれません。			以後の保険料のお払込みは不要になりますが、保障は継続します。	

●保険契約の型は保険期間の途中で変更できません。また、ご契約後、特則のみの解約はできません。

●法令等の改正による公的介護保険制度の改正があった場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て年金・給付金等のお支払事由を公的介護保険制度の改正に適した内容に変更することがあります。

解約返戻金について

※解約されますとご契約は消滅しますので、以後の保障はなくなります。

保険料払込期間中に解約された場合は解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間が保険期間より短いご契約において、保険料払込期間満了後、すべての保険料をお払込みいただいている場合のみ、解約返戻金(保険契約の型に応じて要介護1年金額、要介護2年金額、要介護1一時金額、要介護2一時金額、認知症診断一時金額のいずれかの5%)をお受け取りいただけます。なお、主契約のお支払事由に該当する前に限ります。特約には保険期間を通じて解約返戻金はありません。

死亡時返戻金について

被保険者がお亡くなりになられたとき、主契約の解約返戻金と同額を死亡時返戻金としてお支払いします。ただし、保険料払込期間中にお亡くなりになられたときは、死亡時返戻金はありません。

上記契約例の保険料(月払・口座振替扱・クレジットカード扱・団体B扱)								保険期間・保険料払込期間:終身		軽度介護一時金給付特則付 ^{注1}	軽度認知障害診断一時金給付特則付 ^{注2}	注1 介護一時金I型、介護一時金II型、介護年金I型、介護年金II型のみ付加		注2 認知症診断一時金型のみ付加					
										(単位:円)				(単位:円)					
男性	ご契約年齢(歳)	介護に一時金で備える		介護に年金で備える				認知症に一時金で備える		女性	ご契約年齢(歳)	介護に一時金で備える		介護に年金で備える				認知症に一時金で備える	
		介護一時金I型	介護一時金II型	介護年金I型		介護年金II型		認知症診断一時金型	介護一時金I型			介護一時金II型	介護年金I型		介護年金II型		認知症診断一時金型		
				5年確定年金	終身年金	5年確定年金	終身年金						5年確定年金	終身年金	5年確定年金	終身年金			
		要介護1一時金額 300万円	要介護2一時金額 300万円	要介護1年金額 60万円		要介護2年金額 60万円		認知症診断一時金額 300万円	要介護1一時金額 300万円			要介護2一時金額 300万円	要介護1年金額 60万円		要介護2年金額 60万円		認知症診断一時金額 300万円		
		軽度介護一時金額 10万円						軽度認知障害診断一時金額 10万円				軽度介護一時金額 10万円						軽度認知障害診断一時金額 10万円	
		30	2,340	2,040	2,304	4,296	2,004	3,342	2,200			30	2,500	2,200	2,458	7,078	2,170	5,386	2,470
40	3,090	2,670	3,036	5,280	2,604	4,026	2,830	40	3,310	2,920	3,292	8,692	2,878	6,580	3,260				
50	4,510	3,790	4,438	7,228	3,754	5,374	4,050	50	4,980	4,290	4,902	12,036	4,242	8,994	4,870				
60	7,390	6,130	7,288	11,104	6,040	8,002	6,580	60	8,320	7,030	8,194	18,964	6,940	13,846	8,110				
70	15,570	12,720	15,366	21,540	12,534	15,210	13,710	70	17,980	14,740	17,710	38,056	14,524	26,932	17,780				

※ 上記保険料には新保険料払込免除特約の保険料は含まれていません。

◇ 上記以外のご契約年齢・ご契約パターンをご希望の方はお気軽にお問い合わせください。保険料払込方法が口座振替扱・クレジットカード扱の場合は、基本保障(主契約)とオプション(特則・特約)の合計保険料が1,500円以上からお取扱いたします。

※ 先までお気軽にお問い合わせください。

詳しい資料をご希望の方は裏面の
ご相談・お申込先までお気軽にお問い合わせください。